

『大上地区社協』ニュース



■No.21 ■平成21年12月発行 ■大上地区社会福祉協議会 ■発行責任者 市ノ澤 寅夫

大上地区社協では

《要援護者の支援体制作り》を進めています。

「困った時は、お互いさま」の助け合い精神を！

大上地区社協では、災害が発生した時に自力での避難が困難な方で、市の主管する「地域要援護者登録制度」に登録されている人たちに対して、困ったことがあったり、災害が発生した時に地区社協の会員が手を差しのべられる支援体制作りを、会員の理解と協力を得て進めています。

名簿の作成

支援体制は、区ごとに要援護者の方々と地区社協会員の皆さんの氏名・住所・電話番号を一覧表にまとめ、双方に配布して必要な時に活用していただくというものです。

地図の作成

要援護者と地区社協会員との関係は、名簿だけではよく分かりません。そこで区ごとに要援護者名と会員名の入った地図を作成し、名簿と共に配布しようと考えています。



要援護者の皆さんには

「ふれあい手帳」が市から配布されています。

綾瀬市では、地域要援護者登録制度に登録の要援護者全員に「ふれあい手帳」を民生委員を通して配布しました。

この手帳は、常に携帯していただくことが基本で、特に外出中に困った時や、災害が発生した時に役立ちます。現在区ごとに民生委員、区長、そして地区社協の理事が担当区の要援護者宅へ伺い、必要事項が記入されているかを確認する活動をしています。

市から配られた手帳